

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	清田老人福祉センターエレベーター整備業務
発注課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選定事業者	ダイコー株式会社札幌営業所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
清田老人福祉センターのエレベーターについては、平成11年の新築工事の際に設置しており、設置から27年以上が経過しているが、令和5年2月に実施された定期点検の結果、経年劣化によりUPSバッテリー交換の必要性や停止近接スイッチ不良が確認され、各部交換を検討するよう指摘されている。利用者にとって同施設において重要な設備であり、エレベーターが使用困難となった場合、施設利用者の利用について大きな支障となり、また、安定的な事業の継続に多大な影響が発生するため、早急に対応が必要である業務である。 本業務を履行するにあたっては、エレベーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。整備を行うエレベーターは、上記業者が設計、製造、施工したものであるため、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは上記業者に限られる。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和7年9月25日